

令和2年度事業計画

1. 基本方針

少子・高齢化、核家族化の進行、また、人口減少社会へ突入し、労働人口の減少による慢性的な働き手不足など福祉現場を取り巻く環境は一層厳しい状況となっています。また、生活困窮者支援、認知症高齢者の増加、社会的孤立、児童・高齢者虐待や全国で頻発している自然災害時の支援対策など生活に対する様々な課題が深刻化する中、地域住民が「我が事」として生活課題を把握し、解決するための仕組みづくり等が重要となっています。

社会福祉協議会は高い公共性が求められる社会福祉法人として、法令を遵守し透明性の高い組織運営に取り組むとともに、社会福祉法人・福祉施設等との協働により地域福祉を推進することなどの役割が一層期待されています。

このような中、地域共生社会の実現を目指し、昨年度策定した「門川町地域福祉総合計画」(第3次門川町地域福祉計画・第5次門川町地域福祉活動計画)に基づき、総合相談支援の体制整備を進め、適時・適切に実効ある取り組みを実施していくとともに、事業運営の透明性の確保、財政規律の強化を図っていきます。

2. 重点目標

- 地区福祉推進委員活動の推進
- 介護予防事業の推進
- 介護保険事業の推進
- 組織の在り方検討と財政基盤の強化

3. 事業の展開

1) 地域福祉事業の推進

- (1) 地域福祉総合計画〔第3次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画〕の推進
・地域福祉総合計画策定の進行管理

(2) 地域での見守り交流活動支援

①地区福祉推進委員会活動の推進

各地区の地区福祉推進委員会活動が充実するよう各種支援活動を行います。

- ア 地区福祉推進委員研修の実施
- イ 地区福祉推進委員長会の開催(年2回)
- ウ 小地域見守り活動の充実(安心カード登録者台帳更新)
- エ 活動費の助成(推進委員会活動助成、自主活動助成、年末年始事業助成)
- オ 門川町福祉推進大会の開催
- カ 福祉バス運行事業【町補助事業】
地区福祉推進委員会の活動支援として福祉バスの運行を行います。

②生活支援体制整備事業の受託【町受託事業】

- ア 生活支援コーディネーターの配置(2名)
- イ 社会資源の整理とニーズの把握
- ウ サービス開発に関する会議の企画・運営

- エ 自治会運営型ヘルパー（仮称）活動の推進（モデル指定）【新規】
- オ 地区サロン等における買い物支援活動の推進【新規】
- カ 生活支援ボランティア養成講座の開催
- キ 地域包括ケア会議への出席

③福祉意識の高揚

住民への広報活動やイベントを通し、福祉意識の高揚を図ります。

- ア 第27回福祉ふれあい祭りの開催
- イ 門川町福祉推進大会の開催【再掲】
- ウ 情報提供の充実
 - ・社協だよりの発行（毎月発行）
 - ・町内掲示板、班回覧の活用
 - ・ホームページによる情報提供
 - ・FMひゅうが出演（ラジオ）による情報提供

（３）総合相談事業の実施【町受託事業】

住民の福祉問題及び生活全般にかかわる相談事業の推進を図ります。

①常設相談員の配置

②無料弁護士相談の開設

③総合相談センターだよりの発行

（４）生きがいづくり・介護予防事業の実施

高齢者等に対し健康・介護予防活動の推進を図ります。

①ふれあい交流事業の実施

高齢者等の介護予防を目的に福祉センターでカラオケ等レクリエーション活動を行います。

②福祉バスの運行事業【再掲】

③高齢者スポーツ活動助成

高齢者スポーツ団体に対し大会等の活動助成を行います。

（５）住民主体のボランティア活動の推進

①ボランティアセンター事業の推進

- ア ボランティア活動に関する協議への参加
- イ ボランティア需給・調整・相談業務の充実
- ウ ボランティア活動に関する情報提供の充実（社協だより）
- エ 託児ボランティア事業の推進

②福祉教育の推進

- ア 社会福祉普及推進校の指定（町内小・中・高 全校）
- イ ふくし体験サポーター養成研修の開催

- ウ 夏休みボランティア体験事業の実施
- エ 活動費助成
- オ 教育の絆推進懇話会の参加・コミュニティスクール活動への協力

③子ども見守りネットワーク事業の推進

児童・生徒への安心・安全な地域づくりを目指します。

- ア 子ども見守り推進会議の開催（年1回）
- イ 子ども見守り活動の広報の充実
- ウ 登下校時の見守り活動の強化
- エ 青色回転灯装備車の巡回運行（新学期開始時、下校後等）

④災害ボランティアに関する事業の推進

- ア 災害ボランティアに関する研修会の実施（年1回）
- イ 災害ボランティア推進協議会の開催（年1回）
- ウ 地域福祉支援システムの活用（行政及び民生委員との連携）
- エ 災害ボランティアの啓発・広報

⑤住民参加型在宅福祉サービスの推進

住民相互の支えあい・たすけあい活動を支援します。

- ア 住民参加型在宅福祉サービス「たんぽぽ会」活動支援
（家事援助、身体介護、子育て支援）
- イ 生活支援ボランティア養成講座の開催【再掲】

（６）関係機関・団体とのネットワーク形成

①福祉団体の育成支援事業の推進

福祉団体、当事者団体等の育成・支援を行います。

- ア 事務局業務
民生委員児童委員協議会、高齢者クラブ連合会、
ボランティア連絡協議会、宮崎県共同募金会門川町共同募金委員会
- イ 活動費の助成（福祉団体・ボランティア等活動助成）

②関係機関との連携及び会議の開催

- ア 福祉施設連絡会（研修会 年1回）
- イ 子ども見守りネットワーク推進会議【再掲】
- ウ 災害ボランティア推進協議会【再掲】
- エ 他市町村生活支援コーディネーターとの連携
- オ 地域福祉コーディネーターとの連携
- カ 日向・東臼杵ブロック社協連協事業への参加

（７）低所得者支援及び日常生活支援

①門川町成年後見事業【町受託事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方等の判断能力が低下した方に対し、法人として成年後見人、保佐人または補助人となり、その方の財産管理や身上

監護を行います。

- ア 成年後見センターかどがわの運営
- イ 成年後見センターかどがわ運営委員会の開催
- ウ 契約と支援
- エ 人材育成（法人後見支援員の育成、専門員研修の参加）

②資金貸付事業

- ア たすけあい金庫貸付事業
- イ 生活福祉資金貸付業務【県社協受託事業】

③日常生活自立支援事業の実施【県社協受託事業・町補助事業】

認知症・知的障がい者・精神障がい者などの判断能力が不十分な方の金銭管理等を支援いたします。（専門員の配置、生活支援員による生活支援）

④生活困窮者支援に関する取り組み

- ・生活支援品支給事業（フードバンク等）の実施
- ・生活困窮者関連会議への参加（宮崎県北部福祉こどもセンターとの連携）
- ・みやざき安心セーフティネット事業との連携
- ・学習支援事業及び子ども食堂等への情報提供

⑤福祉用具貸出事業

（８）子育て支援事業の実施

子育て家庭に対して育児及び保護者の支援を図ります。

○放課後児童対策事業（児童クラブ 門川小・五十鈴小）【町受託事業】

校区名	実施場所
門川小学校区	中央公民館
五十鈴小学校区	五十鈴小学校

（９）住民主体の障がい者支援活動の実施

①コミュニケーション支援事業（手話通訳派遣）【町受託事業】

②専門ボランティアの育成支援 手話勉強会、点訳活動支援

③点訳版 社協だよりの作成

2) 在宅福祉事業の推進

高齢者、障がい児・者等の尊厳の保持と自立支援の基本理念を推進しながら、より質の高いサービスを提供するとともに、各サービスの、現状のニーズに合わせた体制づくりを検討していきます。

(1) 居宅介護支援事業の推進

居宅介護支援事業は介護保険サービスのみならず近隣住民、福祉推進委員、民生委員児童委員などの地域の福祉力をコーディネートしていく必要があります。

さらなるケアマネジャーの資質の向上を目指しながら、サービスを提供していきます。

○相談援助及びケアプランの作成

(2) 通所介護（デイサービス）事業の推進（事業実施日：月～土 但し、元日を除く）

利用者の状態に合わせた個別メニューの提供や評価を行い、質の高いサービスの提供に努めます。独自の運動メニューで個別機能訓練・運動器機能向上に取り組んでいきます。

①通所介護の実施（要介護者対象）

②第1号通所事業 通所型サービスの実施

（介護予防・日常生活支援総合事業対象者）

③基準該当生活介護事業の実施（重度障がい者対象）

(3) ホームヘルプサービス事業の推進（事業実施日：365日）

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、利用者のできることを利用者とともにしながらホームヘルプサービスを実施し、質の高いサービスの提供を目標とした職員体制の確保、質の向上に取り組めます。

①訪問介護の実施（要介護者対象）

②第1号訪問事業 訪問型サービスの実施

（介護予防・日常生活支援総合事業対象者）

③障害者総合支援事業の実施

ア 居宅介護事業

イ 重度訪問介護事業

ウ 同行援護事業

エ 行動援護事業

オ 移動支援事業

3) 地域包括支援センター事業

介護サービス、介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの総合相談窓口としての機能を発揮し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、自立して暮らし続けられる仕組みづくりに努力して参ります。

(1) 一般介護予防事業

可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

①介護予防教室

- 各地域において、介護予防に関する教室を実施

②いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操、しゃきしゃき百歳体操

- 体操の普及・啓発・継続支援
- 新規体操会場の立ち上げ支援
- 百歳体操サポーターの養成・活動支援
- 百歳体操サポーターの研修・情報交換会の開催

③スクエアステップ

- スクエアステップの普及・啓発・継続支援
- スクエアステップサポーターの養成・活動支援
- スクエアステップサポーターの研修・情報交換会の開催
- 演習マニュアルの作成【新規】

④ノルディックウォーク教室

- ノルディックウォークの普及・啓発
- 自主サークルの立ち上げ支援、継続支援
- 期間限定教室の開催・評価、継続支援
- ノルディックウォーク交流イベント等の企画・開催

⑤パワーリハビリ教室

- パワーリハビリテーションの指導・助言・定期評価・継続支援
- 開放教室の利用・継続支援および更新説明・測定会の開催（年2回）
- パワーリハビリサポーターの養成・活動支援
- パワーリハビリ利用者の交流行事等の企画・開催

⑥介護予防大交流会

- 地域の介護予防自主運営参加者の表彰・交流・研修および情報交換会（百歳体操、ノルディックウォーク、スクエアステップ、パワーリハビリ）

⑦生活機能低下予防啓発（自己管理プロジェクト）

- 予防、悪化防止を目的とした疾患別講話等による自己管理支援

⑧体力測定会

- 地区公民館において、体力テストを実施・評価・効果分析

⑨集いの場の活動支援

- 定期サロン・いきいきサロンの活動及びサポーターの活動支援
- メニューの提供等活動の活性化支援
- サロン間交流の支援、企画及び開催

(2) 認知症施策支援事業

認知症に関する正しい知識の普及・啓発および早期発見・早期対応に取り組めます。また、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう認知症高齢者やその家族からの相談等に対応する体制の充実を図ります。

- ①認知症に関する研修会の開催
- ②認知症サポーター養成講座の開催
- ③認知症サポーターステップアップ講座の開催
- ④認知症高齢者等徘徊模擬訓練の開催
- ⑤徘徊ネットワーク・SOSネットワークとの連携
- ⑥認知症高齢者の実態把握

(3) 認知症初期集中支援事業

- ①認知症初期集中支援チームとの連携
- ②認知症高齢者の実態把握

(4) 包括的支援事業

- ①高齢者相談支援
- ②地域におけるネットワークとの連携及び支援
- ③高齢者支援に関する情報発信
- ④関係機関との連携
- ⑤権利擁護業務
 - ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用支援
 - イ 高齢者虐待への対応
 - ウ 消費者被害の防止
- ⑥高齢者支援担い手の育成及び活動支援

(5) 介護保険事業

- ①介護予防ケアマネジメント業務
- ②介護予防支援業務

4) 障がい者支援事業の推進

障がい児・者が地域で自立した生活が継続できるよう、仕事、経済、将来、福祉制度やサービス等について、心身の状況、周囲の環境、その他の実情に合わせて、一人ひとり個別の支援を行います。また関係機関への情報提供、研修会の実施、連携に努め、障がい児・者の社会参加や円滑な地域生活をサポートできる環境作りに努めます。

(1) 障がい者相談支援事業の推進

①総合相談支援業務

- ア 相談窓口の設置と個別訪問実施
- イ 困難事例ケース検討会の実施
- ウ 障がい児者の実態把握とニーズ調査
- エ 門川町幼稚園・保育園等訪問相談
- オ 障がい児者支援に関する研修会の開催

②権利擁護業務

- ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進
- イ 虐待防止のための早期発見及び意識啓発

③障がい児者関係機関との連携

- ア 特別支援学校との連携
- イ 日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会への参加
- ウ 就労生活支援担当者会議への参加

④指定相談支援事業の実施

指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業の実施（計画立案）

(2) 地域活動支援センター事業の実施

地域の障がい児・者に、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進して、活動的な地域生活が営めるよう支援します。

5) 法人経営体制の充実

(1) 理事会・評議員会の充実、組織見直しの検討及び職員の資質向上

- 理事会（理事、監事）、定時評議員会にて、社協事業の理解を深めていき公明な法人運営に努めていきます。
- 会計事務所、本会監事による監査を実施し事業の適正な運営、経営に努めていきます。
- 今後の福祉を取り巻く現状等に対応するため、本会組織見直しの検討を行います。【新規】
- 職員研修会を開催し、資質向上を図るとともに働きがいと魅力ある職場を築き専門職の確保と人材育成に努めていきます。

(2) 財政基盤の強化、経営の適正事務管理

- 安定的事業推進のために自主財源確保と経費削減を進めていく必要があります。社協会費、赤い羽根共同募金などの独自の自主財源確保の推進を図るとともに国、県等の助成事業の活用などを積極的に進め、財政基盤の確立を目指していきます。あわせて、効率的な予算執行・事業の見直しによる歳出の削減に努めていきます。
- 会計基準に基づいた経理規程により、適正な予算執行をおこないます。
- 会計事務所との委託契約により、税務・財務管理及び経営全般について適正な事務管理に努めます。

(3) 赤い羽根共同募金運動の展開

宮崎県共同募金会門川町共同募金委員会事務局として「赤い羽根共同募金運動」をおこない、寄付が福祉への参加の一つへの方法として認識され、定着していくよう取り組みます。

- 共同募金運動（10月から12月）
- 共同募金委員会の開催
- 「赤い羽根共同募金だより」の発行（3月）

(4) 情報状況の推進

社会福祉法人は社会福祉事業等を行う特殊性から定款、財務状況等については、法人自らが公表することが責務となっております。健全な経営を推進していくために、より一層地域住民の視点に立った事業を展開し、本会社協だより、ホームページ等において積極的に情報提供等を行い、説明責任を果たしていきます。

(5) 情報公開制度の推進

住民がいつでも必要な情報を入手できるよう、本会情報公開規程に基づき情報公開の推進を図っていきます。

- 「社協だより」の発行【再掲】
- ホームページによる情報提供の充実

(6) 苦情解決への取り組み

福祉サービス利用者をはじめ地域住民からの苦情について、苦情解決

責任者、第三者委員を位置付け、適切な対応を図ることにより、個人の権利を擁護するとともに利用者等の満足感を高め本会への信頼を確保し、福祉サービスの質の向上を図ります。

(7) 施設管理

門川町総合福祉センターの指定管理者（平成31年度から5か年間）として、官民連携の精神に基づき、「住民サービスの向上」「財政コストの削減」等適正・効率的な管理運営に努めていきます。

(8) 労務管理

○「働き方改革」関連法の施行に伴い、業務の必要性やあり方そのものを抜本的に見直しながら、効果的かつ効率的な業務遂行を推進し魅力ある職場づくりを目指します。【新規】

※本会は令和3年4月から対象

○宮崎県の「仕事と家庭の両立応援宣言」に基づき、職員が働きやすい職場環境を整えていきます。

○社会保険労務士との委託契約により適正な労務管理に努めます。

○労働契約法改正に基づき、対象職員を無期契約雇用とし、安心して働ける環境を作ります。

○産業医との委託契約に基づき、職員へのストレスチェックを実施し、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止に努めるとともに、健康診断等による職員の健康状態の管理を行います。また、職員自己申告、個別面談を通じ現状を把握することで業務改善等労務管理も行います。

○職員の意見を反映しながら、可能な限り福利厚生の実施を図ります。

(9) 福祉人材育成

福祉に関心のある児童・生徒、及び福祉職を目指す実習生等を積極的に受け入れ、福祉人材を育成します。

(10) 感染症の予防

関係機関等との連携を密にし、利用者及び職員等の感染症予防に努めます。